

昭和伊南総合病院訪問看護ステーション 重要事項説明書

1 事業者概要

(1) 事業者の概要、事業所名称及び事業所番号

事業者名称	伊南行政組合 昭和伊南総合病院 訪問看護ステーション
管理者	太田 美緒
事業所の所在地	長野県駒ヶ根市赤穂 3 2 3 0 番地
介護保険事業所番号	2 0 6 1 0 9 0 0 7 8
所在地・連絡先	(住所) 長野県駒ヶ根市赤穂 3 2 3 0 番地 (電話) 0 2 6 5 - 8 2 - 3 7 3 7 (FAX) 0 2 6 5 - 8 2 - 2 8 5 9
通常の事業の実施地域	駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種		人数	区 分		常勤換算後	職務の内容
		(人)	常勤 (人)	非常勤 (人)	の人数 (人)	
管 理 者		1	1	0	1	管理統括
訪 問 看 護 員	保健師	0	0	0	0	
	看護師	5	3人以上	1	4. 9 7	看 護
	准看護師	0	0	0	0	
	理学療法士	0	0	0	0	
	作業療法士	0	0	0	0	
事務職員等		1	0	1	0. 7	事 務

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
管理者	正規の勤務時間帯 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5) 常勤で勤務	
看護師	日勤 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5) 常勤で勤務	
事務職員等	日勤 (9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0) 非常勤で勤務	

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村
---------	------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日及び営業時間

営 業 日	営 業 時 間
平 日	午前8時30分～午後5時15分

営業しない日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
--------	------------------------------

※夜間及び休日は、24時間連絡体制となっています。電話でのご相談は、緊急連絡先へご連絡ください。
必要に応じ訪問を行います。

2 当ステーションの特徴など

- (1)利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を送ることができるように援助します。
- (2) 居宅介護支援専門員等と連携を取り、医師の指示のもとに訪問看護を提供します。

3 サービス内容及び提供方法

(1) 訪問看護

- ① 身体状況や病状の観察・主治医との連携
- ② 清潔や排泄の介助及び介護方法の指導
- ③ 栄養及び経管栄養の指導
- ④ 褥瘡（床ずれ）の予防と処置
- ⑤ 医療処置及び医療機器の操作援助・管理
- ⑥ カテーテル等の交換・管理
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 在宅療養に関する相談と助言
- ⑩ その他在宅療養を行うために必要な主治医指示による医療処置

(2) サービス提供方法

- ① 電話や来所などでお申込ください。
- ② 利用者、家族、関係機関から情報を収集します。
- ③ 情報に基づき課題を把握し、解決できるよう訪問看護計画書を作成します。
- ④ 作成した訪問看護計画書を基に、利用者、家族の同意を得た上で訪問看護を開始します。
- ⑤ 利用者、家族の希望により計画された日時に、訪問看護を提供します。
- ⑥ 利用者の状態について定期的に評価を行い、状態の変化に応じて訪問看護計画書を見直し、必要な支援を行います。

(3) サービスの終了

①ご利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスを終了される希望日の20日前までにお申し出ください。

②自動終了

- ・ご利用者が介護保険施設等に入所された場合。
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合。

4 利用料金（別紙参照）

(1) 介護保険給付対象サービス

▽ 介護保険の適用がある場合は、原則として基本料金（料金表）の 1 割～3 割が利用者の負担額となります。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

▽ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

▽ 加算料金

- ・緊急時訪問看護加算
- ・特別管理加算
- ・夜間または早朝に訪問した場合は所定の料金の 1 / 4、深夜に訪問した場合は所定の料金の 1 / 2
- ・ターミナルケア加算
- ・長時間訪問看護加算
- ・初回加算
- ・退院時共同指導加算
- ・複数名訪問看護加算
- ・（看護体制強化加算）
- ・サービス提供体制強化加算

▽ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、事業者への直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者またはご家族が 1 ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収書を発行します。

(2) 交通費

1 の (4) の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

(4) 利用料金等のお支払方法

毎月、15 日頃までに前月分の請求書を発行いたします。お支払いは原則として当ステーション指定の口座振替を利用し、銀行口座自動振替（概ね 27 日）とします。お支払い後、領収書を発行いたします。病院窓口でお支払い希望の場合は、サービスを利用した翌月の 25 日（祝休日の場合は直前の営業日）までに、昭和伊南総合病院の「6 会計」でお支払いください。または、指定口座へお振込みください。（振込手数料は利用者のご負担になります。）

■ アルプス中央信用金庫赤穂営業部

普通預金口座（口座番号：221098）

口座名義 伊南行政組合病院事業 企業出納員

■ 八十二銀行駒ヶ根支店

普通預金口座（口座番号：１９７２７１）

口座名義 伊南行政組合病院事業 企業出納員

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 当事業所の相談・苦情担当

担当者 太田 美緒（管理者） ０２６５－８２－３７３７

(2) 当事業所以外の相談・苦情窓口など

昭和伊南総合病院 ０２６５－８２－２１２１

駒ヶ根市福祉課 ０２６５－８３－２１１１

飯島町健康福祉課 ０２６５－８６－３１１１

中川村保健福祉課 ０２６５－８８－３００１

宮田村福祉課 ０２６５－８５－４１２８

長野県国民健康保険団連合会 ０２６－２３８－１５８０

6 虐待防止について

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます。

- ①虐待防止責任者を選任しています。
- ②苦情解決のための体制を設備しています。
- ③研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ④サービスの提供中に、養介護従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

7 身体的拘束等の適正化のための措置

当該事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、以下の対策を講じます。

- ①身体的拘束を行う場合には、主治医及び他機関と連携を図り、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を訪問看護記録へ記載します。
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備いたします。
- ③事業所内で身体的拘束等の適正化のための検討会を定期的に行い、その結果を職員に周知徹底します。
- ④職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修等を計画的に実施します。

8 ハラスメントの防止

当該事業所は、訪問看護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ①職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ア．身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - イ．個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
 - ウ．性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。これは、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。

- ②ハラスメント事案が発生した場合、報告書とマニュアル等を基に即座に対応し、事業所及び法人において再発防止策を検討します。
- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、訪問看護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を講じます。

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病 院 名	
	所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電 話 番 号	

年 月 日

私は、訪問看護重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人（続柄）	住 所	
	氏 名	印

当事業者は、訪問看護重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者	所 在 地	長野県駒ヶ根市赤穂 3 2 3 0 番地
	事業者名	伊南行政組合
		昭和伊南総合病院 訪問看護ステーション
	(事業所番号)	2 0 6 1 0 9 0 0 7 8

管 理 者	太田 美緒	印
-------	-------	---

説明者	職 名	看護師
	氏 名	

緊急時対応申込（緊急時訪問看護加算）

休日・時間外に緊急時の連絡ができるよう申込みします。

氏 名	印
-----	---

2024/4	改訂
2025/4	改訂
2025/7	改訂
2025/9	改訂